

国立国会図書館

教員免許・養成制度をめぐる議論

—時代に対応した教員資格制度の構築—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 855 (2015. 3. 23.)

はじめに

I 教員免許・養成制度の変遷

- 1 戦後の教員免許・養成制度
- 2 教員免許・養成制度の改正経緯

II 近年の教員免許・養成制度を取り巻く議論

- 1 教員免許更新制
- 2 教員資格の修士レベル化

III 第二次安倍政権以降の議論

- 1 学制改革に対応した教員免許制度の在り方
- 2 教師インターン制度

IV 論点整理

おわりに

- 現行の教員免許・養成制度において、教員は学校種・教科ごとの免許状を必要とし、免許状は認定された大学の課程を履修することで取得できる。
- 近年の主な改革議論には、教員免許更新制導入、教員資格の修士レベル化があり、教員の資質能力の向上、適格性の確保の両方の観点から検討が行われた。
- 第二次安倍政権の下では、学制改革に対応した免許制度改革、教師インターン制度（仮称）等の免許・養成制度改革が提言され、これまでの議論を引き継ぎつつ、教員の資質能力の引き上げより適格性確保の傾向を強めている。提言された改革に対しては適格性の判断基準や免許制度の複雑化について課題も指摘されており、今後の具体的な制度設計が注目される。

国立国会図書館

調査及び立法考査局文教科学技術課

せのうえ しょう
(瀬上 翔)

第 8 5 5 号

はじめに

平成 24 年の政権交代以降、与党である自由民主党及び政府の教育再生実行会議は教育について次々と政策提言を行い、改革を進めている。平成 26 年 7 月 3 日には、政府の教育再生実行会議¹による第五次提言「今後の学制等の在り方について」が提出され、そこでは小中一貫化等の学制改革に加え、学制改革に対応した教員免許制度改革、質の高い教員の確保のための教員養成制度改革が提言された。学制改革は現在の課題であるが、教員の資質能力の向上は以前より長く課題とされており、近年においては教職大学院の創設、教員免許更新制の導入等の大きな改革が行われ、民主党政権下では教員資格の高度化についての検討も行われた。現政権の下では、現在の課題である学制改革への対応と、従来からの課題である教員の資質能力の向上のために、どのような改革が進められていくか注目される場所である。本稿では、教員免許・養成制度について、その変遷と近年の改革議論を概観することで、今後の国政論議の参考に資するものとした。

I 教員免許・養成制度の変遷

教員免許・養成制度の改革動向について述べる前に、本章では、まず戦後から現在までの制度の変遷を概観し、II 章以降で述べる近年の改革議論の理解に役立てることとした。

1 戦後の教員免許・養成制度

戦後まもなく定められた「教育職員免許法」（昭和 24 年法律第 147 号。以下「教員免許法」という。）による教員免許・養成制度は昭和 63 年に大きく改正され、以降、その時々の課題への対応と、教員の資質能力を向上させるための改正が行われてきている。

戦前の教員養成は、そのみを目的とする師範学校において行われることが基本原則となっていたが、そうした制度については、戦後、狭量で類型的ないわゆる「師範タイプ」の教員を生む原因となったとの批判があった²。一方で、昭和 22 年の教育刷新会議では、新学制実施に伴う教員の需要に対応する計画的養成の必要を満たし、教員としての専門的な教育を行うために教員養成を目的とした教育機関を特設すべきとの意見もあり、その是非について意見の対立が起こった。その結果、教育刷新会議の建議において、両者を包摂しうる考え方として、教員養成を主たる目的とする大学・学部のみならず、国公立いづれの大学でも教職課程を設置することで教員養成を行えるとする「大学における教員養成」、「開放制の教員養成」の原則が打ち出された³。これを受け、大学における教職課程編成のために資格制度の整備が必要として、昭和 24 年 5 月に教員免許法が制定され、教員は全て教員免許法に基づき授与された学校種及び教科ごとの免許状の所持を必要とする「相当免許主義」⁴が規定されるとともに、免許状の種類が定められた。昭和 28 年には、教員養

* 本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2015 年 3 月 6 日である。

¹ 平成 25 年 1 月 15 日の閣議決定により設置された安倍晋三首相の私的諮問機関。

² 白鳥綱重「教員制度改革の成り行き 教員養成と免許制度の変遷 (1)」『Synapse』Vol.5, 2011.2, p.42; 市川昭午「教員の資質・能力の向上と教職研修 (第 37 回) 師範タイプからの脱却」『教職研修』No.507, 2014.11, pp.113-116.

³ 白鳥 前掲注(2), p.43; 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会, 1972, pp.757-758.

⁴ 現在の教員免許法では、学校種、教科ごとに指導に必要とされる免許状が定められているほか、特別支援学

成の一定の質的水準の維持の観点から、教員免許法の一部改正が行われ、教員免許状を取得するため必要な単位は、原則、文部大臣が適当と認める課程において修得する必要があることとされた⁵。さらに、昭和 29 年には同法の施行規則⁶において、免許状を取得するために大学で修得しなければならない科目の単位数の基準等が定められた。

2 教員免許・養成制度の改正経緯

次の教員免許・養成制度の大きな改正は、臨時教育審議会及び教育職員養成審議会の各答申⁷を受けた昭和 63 年の教員免許法改正⁸である。そこでは、学校教育における教育内容の多様化への対応を目的として、授与権者である都道府県教育委員会が教育職員検定により免許状を授与することで、教科等に有用な知識技能を持つ社会人を教諭として活用することができる特別免許状制度が設けられるとともに、地域の人材を活用するための非常勤講師制度も設けられた。また、この改正では、教員の資質能力の向上を目的として、普通免許状の種類に修士課程修了を基礎資格とする専修免許状が追加された。

その後、平成 10 年の改正⁹では行政分野における規制緩和に対応し、特別免許状制度の対象教科が拡大され、有効期限の下限の延長が行われた。そして、平成 12 年の改正¹⁰では社会人の活用を進めることが重要とされたことから、特別免許状を有する教員について、所定の在職年数と単位修得により普通免許状を取得できる制度が設けられた。平成 14 年の改正¹¹では、校種間の連携促進、小学校における専科指導の充実が目指された。そのために教員免許状の弾力化・総合化が進められ、ある学校種・教科の免許状を取得している場合、他の学校種における同じ教科の授業を実施できるよう制度が改正されるとともに、3 年以上の教職経験を有する教員は、小学校と中学校、中学校と高等学校のような隣接校種の普通免許状取得のための必要単位が軽減される措置が取られた。加えて、学士の要件の撤廃等の授与要件の緩和、有効期限の撤廃が行われる等、特別免許状の活用が進められた。

平成 16 年の改正では、児童生徒の食生活の乱れを背景に、学校に置かれる職として栄養教諭¹²の職が新設されたことに伴い、栄養教諭の免許状が新設された¹³。平成 18 年の改正では、特別支援学校制度開始に伴う免許状の種類の見直しが行われた¹⁴。平成 19 年の改

校の教員、養護教諭、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる学校職員である栄養教諭についても、それぞれ必要とされる免許状が定められている。

⁵ それまで教職課程の内容及び構成は各大学に委ねられていたが、教職課程として相応しいかチェックする仕組みが導入されておらず、教員養成の形骸化が問題視されたことが背景となっている。白鳥 前掲注(2), p.43.

⁶ 「教育職員免許法施行規則」(昭和 29 年文部省令第 26 号)

⁷ 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」1986.4.23; 教育職員養成審議会「教員の資質能力の向上方策等について」1987.12.18. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_shokuin_index/toushin/1315356.htm>

⁸ 「教育職員免許法等の一部を改正する法律」(昭和 63 年法律第 106 号)

⁹ 「教育職員免許法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 98 号)。この改正で、特別免許状の対象教科に、小学校の国語、社会、算数、理科、生活が加えられ、有効期限の下限も 3 年から 5 年に引き上げられた。

¹⁰ 「教育職員免許法等の一部を改正する法律」(平成 12 年法律第 29 号) この改正で、特別免許状を有する教員は、小学校の専修免許状及び一種免許状、中学校、高等学校の専修免許状が取得可能となった。

¹¹ 「教育職員免許法の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 55 号)

¹² 教員のうち、「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」学校職員をいう。(学校教育法第 37 条第 13 項)

¹³ 「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 49 号)

¹⁴ 平成 18 年には盲学校、聾学校及び養護学校教諭の免許状が特別支援学校教諭免許状に一本化され、その中に知的障害者、肢体不自由者、病弱者、視覚障害者、聴覚障害者の 5 つの教育領域が定められた。「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 80 号)

正¹⁵では、社会構造の急激な変化への教員の対応を目的として、教員免許に10年の有効期限を設け、大学が行う免許状更新講習によって有効期限を更新する教員免許更新制（Ⅱ-1参照）が導入された。また、不適格な教員を排除するため、分限免職の処分を受けた教員の免許状が失効することとなった。

Ⅱ 近年の教員免許・養成制度を取り巻く議論

本章では、現在の制度改革に関する議論の参考として、近年の議論の中から特に重要なものである教員免許更新制の導入、教員資格の修士レベル化構想の2つを紹介する。

教員免許更新制の導入時には、教員の資質能力を引き上げる制度とするか、資質能力の不足している教員を排除する制度とするか、両面から制度の意義について議論が行われた。

また、教員資格の修士レベル化構想は、免許・養成制度の改革を通じて教員の基礎資格を、修士課程修了を基本とするものに高度化しようとするものであり、Ⅲ-2で詳細を述べる教師インターン制度（仮称）及び教職大学院優遇策とは、養成期間の延長という共通点はあるものの趣旨を異にするものであった。

1 教員免許更新制

（1）教員免許更新制の導入

近年における教員免許更新制導入の議論は、教員の資質能力の向上の必要性を背景として、平成12年12月に発表された教育改革国民会議の報告¹⁶で言及されたことに始まる¹⁷。同制度の導入はその後平成13年1月に文部科学省が発表した「21世紀教育新生プラン」¹⁸に改革課題の一つとして位置付けられ¹⁹、同年4月に行われた町村信孝文部科学大臣（当時）による中央教育審議会（以下「中教審」という。）への諮問では、教員としての適格性の確保又は専門性の向上の観点から同制度導入の可能性についての検討が要請された。中教審は平成14年2月の答申において、日本の公務員制度が一般的に任期制を取っていないこと、業務の遂行に必要かつ身分に直結した資格に有効期限を設けている例が他にないこと、教員免許取得の条件は大学での単位取得となっており免許取得時に人物等の適格性を判断していないこと等の理由から同制度の導入には慎重になるべき²⁰と見解を示し、同制

¹⁵ 「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」（平成19年法律第98号）

¹⁶ 教育改革国民会議は小渕恵三首相（当時）の私的諮問機関である。教育改革国民会議の報告には「免許更新制の可能性を検討する」との記述がある。教育改革国民会議で教員免許更新制は、教員の採用方法を多様化させる場合にその質を担保する方法として議論されており、報告においても教員の雇用形態・採用形態の多様化と同じ項目に記載された。「教育改革国民会議第二分科会第7回議事録」内閣官房教育改革国民会議担当室『教育改革国民会議の記録 資料編4』2001, pp.273-274; 「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」内閣官房教育改革国民会議担当室『教育改革国民会議の記録 本編』2001, p.56.

¹⁷ 教員免許に有効期限を設け、研修を行うことでその有効期限を更新する制度については、昭和56年、昭和58年の自由民主党による提言、昭和62年12月の教育職員養成審議会答申に見られるように1980年代に言及され、検討課題とされたが具体的な議論に発展しなかった。土屋基規『日本の教師 養成・免許・研修』新日本出版社、1989, pp.34-36; 牧昌見「教員免許をめぐる課題」『学校経営』46(13), 2001.11, p.128.

¹⁸ 「資料 文部科学省「21世紀教育新生プラン」」『教職研修』No.343, 2001.3, pp.68-73.

¹⁹ この時点で教員免許更新制は採用方法の多様化の議論から切り離されたとの指摘がある。小野方資「教員免許更新制」政策の形成過程『駿河台大学論叢』38号, 2009, p.88.

²⁰ 適格性の確保の観点からは、①教員免許取得の際に人物等の適格性を判断していないため更新時に適格性を判断する仕組みは制度的にとりえない、②更新しない場合の要件が分限免職の要件と同様のものとなるため更

度の導入を見送ることとした。なお、この答申では教員の専門性向上のための方策として10年経験者研修²¹が提案され、これを受けた同年の「教育公務員特例法」（昭和24年法律第1号）の改正²²により、平成15年度から実施されることとなった。

しかし、教員免許更新制の検討は、平成16年8月に河村建夫文部科学大臣（当時）の発表した「義務教育の改革案」²³において再び掲げられ、同年9月には文部科学大臣の私的諮問機関から、教員の適格性、専門性を保証するための具体的方策として同制度の導入が提言された²⁴。さらに、同年10月には、その方向性を継承した中山成彬文部科学大臣（当時）が中教審に対し、教員免許状の授与の際に十分に指導力及び適格性等の資質能力が判断されていないとして、教員免許状が教員の能力を保証し、教員免許制度が教員に自己の資質能力向上のための努力を促す制度となるよう、教員免許更新制導入の意義と位置付けについて検討を要請した²⁵。中教審は平成18年7月に「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」を取りまとめ、そこで、不適格教員の排除を目的とするものでなく、「その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新（リニューアル）を図るための制度」として同制度を導入する考え方が示された²⁶。

これに対し、平成19年1月に発表された、安倍首相の私的諮問機関である教育再生会議の第一次報告は、教員免許更新制導入の意義について教員の資質能力の向上よりも適格性の確保を重視し、「真に意味のある教員免許更新制の導入」として、更新の際の講習修了認定の厳格化、指導力不足の教員に対する分限制度と組み合わせることによる不適格教員の排除を提案したが²⁷、教育基本法の改正を受けた同年3月の中教審の答申は、教員免許

新制を設ける必要性が乏しい、③公務員制度において限定的にしか導入されていない任期制を教員についてのみ一般的な制度とすることは公務員制度全体との調整を図る必要がある、等の問題が挙げられた。また、専門性の向上の観点からは、①業務の遂行に必要であり失えば身分を喪失する資格（いわゆる業務独占資格）のうち主なものにおいて有効期限を付しているものがない状況で教員免許状にのみ新たに研修の義務と有効期限といった要件を付すことになる、②教員免許状は免許状を持つ者の資質能力を公に証明するものであるため対象者を現職教員に絞ることができない、③同一資格の維持に必要な研修内容は標準的なものにせねばならず個々の教員の専門性向上に必要な差異を持たせることに限界がある、等の問題が挙げられた。中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」2002.2.21, 別添資料. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020202/020202f.htm>

²¹ 平成14年の中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」によって導入が提言され、在職期間が10年に達した公立学校の教員を対象として平成15年より実施されている制度。教員の資質能力向上を目的とし、管理職や経験豊富な教員を講師として年間20日程度の研修を行う。「10年経験者研修」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244830.htm>

²² 「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（平成14年法律第63号）

²³ 「義務教育の改革案」2004.8.10. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki/daijin/04081001.htm>

²⁴ これからの教育を語る懇談会「人間力向上のための今後の教育の構造改革の方向性について（第一次まとめ）」2004.9.1. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1345596.htm>

²⁵ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（諮問）」（16文科初第759号）2004.10.20. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212686.htm>

²⁶ 平成14年の答申後、特段の事情の変化がないにもかかわらず教員免許更新制が再度中教審に諮問され、答申によって導入が決定されたことには、政府主導の教育改革が総合的教員人事管理システム及び学校評価システムの実施を求めたこと、義務教育費国庫負担制度をめぐる財政改革への対応として教員免許更新制の導入が教育の構造改革に位置付けられたこと、財界の教育改革提言に免許更新制の導入が盛り込まれ政府主導の教育改革を後押ししていたこと等が指摘されている。土屋基規「教員免許更新制の検討」『季刊教育法』No.143, 2004.12, p.17; 土屋基規「教員免許更新制度の検討」日本教育法学会編『新教育基本法と教育法学』有斐閣, 2008, p.86.

²⁷ 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を—公教育再生への第一歩—（第一次報告）」2007.1.24, p.15. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0124.pdf>>

更新制について、最新の知識技能を身につけるためのものとする方針を変更していない²⁸。平成 19 年 6 月には教員免許法が改正²⁹され、教員の知識技能を定期的に刷新することを目的とした制度として、教員免許更新制は平成 21 年 4 月から実施されることになった。

教員免許更新制は、制度の導入とともに定められた免許状の有効期限の 2 か月前までに最新の教育事情などを扱う「必修領域」を 12 時間以上、教科指導、生徒指導などの「選択領域」を 18 時間以上、合計 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に更新講習修了確認申請を行わなければならないとするものとなった。この手続は更新後 10 年ごとに行う必要があり、行わなかった場合、免許状は失効する。

(2) 教員免許更新制の課題と見直し

教員免許更新制の導入に対しては、前述の平成 14 年 2 月の中教審答申で挙げられた問題点、すなわち、我が国全体の資格制度及び公務員制度との不整合³⁰を解決できていないことが指摘されたほか³¹、10 年経験者研修との関係を調整する必要があること³²、更新講習が教員の自己負担で行われること³³等の問題が挙げられた。一方、同制度をきっかけに大学、学校、教育委員会の連携が進んだことを評価する意見もあった³⁴。

教員免許更新制についての議論は制度導入後も続いた。平成 21 年の衆議院議員総選挙で民主党に政権が交代すると、平成 22 年 6 月、川端達夫文部科学大臣（当時）は中教審に対し「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」を諮問し、そこで 10 年経験者研修との関係の整理も含め、教員免許制度の在り方についての検討を要請した。しかし、平成 24 年 8 月の答申では、「適切な規模を確保するとともに、必修領域の内容充実、受講者のニーズに応じた内容設定等講習の質を向上するなど、必要な見直しを推進する。」³⁵とされるのみにとどまった。

平成 24 年 12 月の政権交代による第二次安倍政権成立後、平成 25 年 9 月には、教員免許法の見直し規定³⁶に従い、教員免許更新制度の改善に係る検討会議が文部科学省に設置された。同検討会議では、現代的な諸課題に対応できる免許更新講習の枠組み及び内容の改善、免許更新講習と 10 年研修との役割分担との在り方等について議論が行われた。平成 26 年 3 月、「教員免許更新制度の改善について（報告）」が発表され、より受講者の必要に

²⁸ 中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）」2007.3.10. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07031215/003.htm>

²⁹ 「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 98 号）

³⁰ 詳細は前掲注(20)

³¹ 佐久間亜紀「免許制度と教師の専門性 なぜ、いま教員免許更新制なのか」『世界』No.761, 2007.2, pp.122-123; 池田賢市「教員免許更新制の制度的問題」『季刊教育法』No.158, 2008.9, p.14; 市川昭午「教員の資質・能力の向上と教職研修（第 21 回）教員免許更新の妥当性」『教職研修』No.491, 2013.7, p.113.

³² 北神正行「教員免許制度 その論点と検討課題」『Synapse』Vol.7, 2011.4, pp.30-31.

³³ 三原容子「教員免許 更新制実施は見合わせよ」『朝日新聞』2009.1.27, p.15; 「適切な講習」手探り続く『朝日新聞』2009.6.14, p.33.

³⁴ 八尾坂修「教員免許制で問われていること」『教育展望』No.632, 2012.6, pp.18-23.

³⁵ 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」2012.8.28, p.22. <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1325094_1.pdf>

³⁶ 衆議院の委員会審議において「現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に 10 年経験者研修の在り方について検討すること」が附帯決議されており、改正法附則第 8 条において、導入後 5 年を経過した後に、免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずることが規定されている。第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 13 号 平成 19 年 5 月 17 日 p.40.

応じた講習を行うための「選択必修領域」³⁷の導入、10年経験者研修と免許更新講習の内容・受講時期の重複を避けるための制度整備等が同制度の改善案として示された³⁸。

2 教員資格の修士レベル化

(1) 教職大学院の設置

戦後しばらく、我が国の教員養成系の大学・学部には修士課程は存在していなかったが、昭和41年に指導的立場の教員の養成を目的として東京学芸大学に初の修士課程が設置されると、続いて昭和43年に大阪教育大学、昭和53年に愛知教育大学に設置される等、教員養成系の修士課程の設置が始まった。修士課程の設置開始後、現職教員の教育を目的とした大学院と初等中等教員の養成を行う学部を持つ新構想教育大学の創設が検討³⁹され、昭和53年に兵庫教育大学及び上越教育大学、昭和56年に鳴門教育大学が設置された⁴⁰。昭和63年に修士課程修了を基礎資格とする専修免許状が創設されると、それから急速に修士課程の設置が進み、平成8年には全ての国立大学教員養成学部に修士課程が設置された。

平成15年に専門職大学院が創設されると、教員養成のための専門職大学院である教職大学院創設の議論が始まった。この議論は平成16年8月に河村建夫文部科学大臣が発表した「義務教育の改革案」⁴¹において教員免許更新制とともに提言されたことに始まり、その後、平成18年7月の中教審答申⁴²によって、教員免許更新制とともに具体的な導入方策が固められた。それに基づき平成19年3月に専門職大学院設置基準等が改正され⁴³、平成20年4月から教職大学院の設置が開始された。

教職大学院は、教員養成系の修士課程や新構想教育大学が、個別分野の学問的知識を過度に重視する一方、学校現場での実践力等教職としての専門性の育成をおろそかにして期待された機能を十分に果たしていないとして、研究者養成と高度専門職業人養成の機能区分を整理し、より教員養成に特化した枠組みを作るため開始されたものである⁴⁴。しかしながら、研究能力や個別分野の専門性を視野の外に置き実践的専門性の育成を目的とする

³⁷ 教員に共通して理解が求められる内容や現代的な教育課題に関するもので、所持している免許状の種類や教職経験に応じて受講することのできる講習の領域。まずは6時間導入し、将来的には12時間を志向するとされた。教員免許更新制度の改善に係る検討会議「教員免許更新制度の改善について（報告）」2014.3.18, p.8. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/101/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1345306_01.pdf>

³⁸ 今後の10年経験者研修については、一律に実施時期を設定するのではなく、各現職教員に合わせた研修を任命権者が柔軟に実施できるようにするという方針の下で教職公務員特例法の見直しを検討する必要があるとされている。同上, p.22.

³⁹ 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』1971.6.11, p.54; 教育職員養成審議会「教員養成の改善方策について（建議）」『教育委員会月報』24(5), 1972.8, pp.23-24.

⁴⁰ これら新構想教員養成大学院については、十分な予算措置やカリキュラムの成熟がないまま強行したために期待された機能を十分果たせなかったとする評価がある。佐久間亜紀「六年制教員養成の可能性と問題点」『季刊教育法』No.163, 2009.12, p.26; 麻生誠「新構想教員養成大学院についての回顧と感想」（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（第27回）配布資料3）文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/gijiroku/05012701/002.htm>

⁴¹ 「義務教育の改革案」前掲注(23)

⁴² 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」2006.7.11. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337007.htm>

⁴³ 「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令」（平成19年文部科学省令第2号）

⁴⁴ 中央教育審議会 前掲注(42)

教職大学院が教員の資質能力を高めるかに対しては疑問の余地があるとした意見がある⁴⁵。他にも、重点の置き場が変わるだけで、学部段階の教員養成、現職教員の再教育、管理職員の準備教育、研究者養成に至るまで多様な任務が負わされる制度設計は従来の教員養成系の修士課程と変わらないため、これまでの取組の持っていた根本的な問題は解決しないのではないかという指摘もある⁴⁶。また、学生にとっては学部卒業者と教職大学院修了者で採用率があまり変わらないこと、現職教員にとっては教職大学院修了者への優遇措置を設けている自治体が少ないことなど、処遇の不備から定員の未充足が発生した⁴⁷。

（２）教員資格の修士レベル化構想

民主党は、平成 21 年の衆議院議員総選挙による政権交代以前から、教員の資質能力の向上を目的に、教員免許制度の見直しと教員の養成課程を 6 年制（修士レベル）とすることを掲げていた⁴⁸。政権交代後、そうした改革の導入方策について諮問を受けた中教審は、平成 24 年 8 月の答申⁴⁹において「基礎免許状（仮称）」「一般免許状（仮称）」「専門免許状（仮称）」の創設を提言した。まず、「基礎免許状（仮称）」は学士課程修了レベルのものとされた。「一般免許状（仮称）」は学部 4 年に加え、1 年から 2 年程度の修士レベルでの課程での学修を標準とし、「基礎免許状（仮称）」を取得した者は早期に「一般免許状（仮称）」を取得することが期待されるとした。また、「一般免許状（仮称）」は採用前の修士課程、修士レベルの課程と融合した初任者研修、採用後一定期間のうちに受講する修士レベルの課程のいずれかを修了することによって取得されるとした。「専門免許状（仮称）」は学校経営、生徒指導等特定分野に関する高い専門性を持つことを証明するものと位置付けられ、その中でも学校経営の分野については、管理職登用の要件とすることの検討が必要とされた。一方、養成体制の修士レベル化への対応を想定されている教職大学院及び教員養成系の修士課程の定員は教員採用数に対し圧倒的に少なく、また、それを補う教員養成系以外の一般の修士課程を修士レベルの教員養成課程に対応させるには指導体制やカリキュラムの大幅な改善が必要となることから、どのように量的な整備を進めるかが課題とされた。なお、ここで議論された教員免許制度改革はこれ以降検討が進められていないようである。

また、この答申では教職大学院について、現在設置されていない都道府県への設置を推進するとともに、国立大学教員養成系学部及びこれに基礎を置く大学院教育学研究科は、今後教職大学院を主体とする組織体制に移行してゆくことが求められた。さらに、教職大学院修了者に対し、初任者研修の全部免除、教員採用選考における選考内容の一部免除、

⁴⁵ 市川昭午「教員の資質・能力の向上と教職研修（第 33 回） 教職系修士課程と教職大学院」『教職研修』No.503, 2014.7, p.124.

⁴⁶ 同上

⁴⁷ 同上; 「教職大学院 半数定員割れ 採用優遇なく不人気」『読売新聞』2012.8.27, p.1.

⁴⁸ 平成 19 年、平成 21 年には教員免許 6 年制法案を国会に提出している。この法案は、まず、教員の普通免許状を一般免許状と専門免許状に分類し、一般免許状の要件として修士の学位を定めることとし、専門免許状の要件としては、8 年以上の実務経験と、大学院における学校経営、教科指導、生活・進路指導等の専門分野の単位取得を求めるものであった。8 年以上の実務経験を持つ教員には専門免許状取得の努力義務が課され、専門免許状は校長、教頭等管理職登用の要件とされた。なお、平成 19 年の法案提出時には、一般免許状に 10 年の有効期限を設け、100 時間程度の講習修了を要件として有効期限の更新を行う教員免許更新制も盛り込まれていたが、平成 21 年の提出時にその条項は削られている。「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案」（第 166 回国会衆法第 16 号、第 166 回国会参法第 7 号、第 171 回国会参法第 5 号）

⁴⁹ 中央教育審議会 前掲注(35)

採用枠の新設、教員採用選考合格者の名簿登載期間延長等⁵⁰の優遇措置を取り、教職大学院を利用しやすい環境を整備することが提言されている⁵¹。

Ⅲ 第二次安倍政権以降の議論

本章では現在進められている教員免許・養成制度の改革議論について述べる。平成 24 年 12 月に成立した第二次安倍政権は教育再生実行会議を立ち上げ、次々と教育改革を実行に移している。教員免許・養成制度に関わるものとしては、現在の課題である小中一貫化等の学制改革に対応した制度改革に加え、教員の適格性確保の観点からの改革案である教師インターン制度（仮称）も検討課題として提言されている⁵²。

教師インターン制度（仮称）は、従来からの課題である教員の資質能力の向上を大きな目的としたものであるが、これまでの制度と異なり資質能力の不足した不適格な教員を採用段階で排除するものである。こうした教員の適格性確保の観点に基づく制度改革は、前章で取り扱った教員免許更新制導入の際にも議論されていた。また、教師インターン制度（仮称）とともに語られる教職大学院の活用は教員の適格性確保を目指すものとなっており、これまでの教員養成における修士課程の活用方策とは方向性を異にしている。

1 学制改革に対応した教員免許制度の在り方

（1）学制改革への対応

安倍首相の私的諮問機関である教育再生実行会議は平成 26 年 7 月 3 日、第五次提言「今後の学制等の在り方について」を発表し、小中一貫教育学校（仮称）の制度化、小学校段階と中学校段階を合わせた 9 年間の義務教育課程の区分を 4-3-2 や 5-4 等弾力的に設定可能とすること等を内容とした学制改革を進める方針を示した。それに伴い、教員免許制度についても、「国は、教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設や、複数免許状の取得を推進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。地方公共団体は、複数学校種の免許状保有者の採用や、現職の教師による他校種免許状取得の推進を図る。」⁵³と、学制改革に対応した見直しの方向性が示された。

下村博文文部科学大臣は同年 7 月 29 日、中教審に対し、小中一貫教育の制度化、義務教育の教育課程の弾力化等とともに、「制度が有効に機能するための教員免許制度はどうある

⁵⁰ 教員採用試験の合格者は採用候補者名簿に登載されることになるが、教職大学院等の大学院への進学を希望する合格者に対し、採用候補者名簿の登載期間の延長又は採用の延期を行い、大学院への進学を支援する制度のこと。文部科学省の調査によると、平成 26 年 1 月の時点で 45 の県市が大学院在学者・進学者に対する特例を設けている。文部科学省初等中等教育局教職員課「平成 26 年度教員採用等の改善に係る取り組み事例」2014. 1, pp.295-317. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/01/23/1343505_07.pdf>

⁵¹ 平成 24 年の中教審答申を受け、平成 24 年 9 月に文部科学省に「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」が設置された。そこでは教職大学院等、修士課程における教員養成についての議論が行われ、平成 25 年 10 月 15 日に「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（報告）が公表された。その内容は平成 24 年の中教審答申の方針を踏襲したものとなっている。

⁵² 教員免許・養成制度のほかにも、幼児教育の無償化の推進、義務教育の期間延長、小中一貫教育の制度化等の学制改革、職業教育の充実、教育財源の確保等が提言されている。

⁵³ 教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」2014.7.3, p.7. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai5_1.pdf>

べきか」について具体的な制度設計と方策の検討を要請した。

学制改革に対応した教員免許制度については主に教員養成部会において議論が進められ⁵⁴、中教審は同年12月22日に答申⁵⁵を行った。まず、複数種の学校で指導可能な教科ごとの免許状の創設に関し、小中一貫教育学校（仮称）の教員について新たな免許状を創設するのではなく、小学校及び中学校教員免許状の併有を原則として対応することが適当であるとされた。その理由としては、小中一貫教育学校（仮称）に対応する学習指導要領が新たに作成されるものではなく既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことが基本とされていることに加え、迅速な人員の確保が可能なが挙げられた。また、教員免許状の併有率には地域ごとのばらつきがあること等の理由から、当面、どちらか一方の免許状を有することをもって相当する課程の指導を可能にする経過措置⁵⁶を設けることが必要とした。さらに、免許状の併有を進めるための措置としては、現職教員が隣接免許状を取得するための認定講習を充実させ、隣接免許状の取得条件について経験や能力に応じた軽減を検討することも必要であるとされた。一方で、小学校、中学校、小中一貫教育学校（仮称）の全ての学校において指導が可能な教員免許状の創設については、今後の状況を考慮し、教員養成・採用・研修の在り方も含めた視点から教員養成部会にて検討を続けるとされている。

（２）複数種の免許状取得促進のための制度設計についての議論

複数校種への対応に関わる教員免許・養成制度に関する最近の議論としては、平成26年3月25日に教員養成部会に設置された教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループで行われたものが挙げられる。現在、教員には、校種間の連携及び一貫校における指導の充実の観点から、いわゆる中1ギャップ⁵⁷への対応のような複数校種間の接続に関わる指導ができることが求められている。また、都道府県教育委員会においても、人事異動の観点から複数種の免許状所持者の採用が重視されている。その一方で、現下の課題として、複数種の免許状取得のための単位数が非常に多くなるため学生の負担が大きいこと、一般大学には複数種の免許状取得のための課程を設置するなどの対応が難しいことが指摘されている⁵⁸。

そこで、ワーキンググループでは、現行の免許制度を基本に複数校種の免許状取得を目

⁵⁴ 教員養成部会の議論は平成26年11月にまとめられており、後述する同年12月の中教審答申において、免許制度に関する議論の詳細はこの部会報告を参照することとされている。中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「これからの学校教育を担う教員の在り方について（報告）—小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—」2014.11.6. <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/11/25/1353543_02.pdf>

⁵⁵ 中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」2014.12.22. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/12/22/1354193_1_1_1.pdf>

⁵⁶ この経過措置は、中等教育学校における教員免許状の取扱いとも整合するとされる。また、教員養成部会の報告では小中一貫教育の利点の一つに小学校、小中一貫教育学校（仮称）の小学校課程において専科指導を充実できることを挙げており、その観点から、小学校、小学校課程における中学校教員の専科指導が一層促進される措置を講じるなど、他校種における指導範囲の拡大の必要性についても検討を進めるべきとしている。中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会 前掲注(54), pp.5-7.

⁵⁷ いわゆる中1ギャップとは、児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動へつながっていく事態をいう。

⁵⁸ 「中教審のワーキンググループ 教員免許制度・教員養成の改善の方向性を公表」『Synapse』Vol.34, 2014.6, pp.48-49.

的とする教職課程を大学に置き免許状の併有を促進する案、複数の校種に対応した免許状を新たに創設し現行の免許状と併存させる案等⁵⁹が示された。現行制度を基本とする案については、大きな制度改正がないため混乱が生まれにくい利点のある一方で、教職課程の設置が大学に任されるため、免許状の併有が進むかどうかは大学や学生次第になるという課題が指摘された。現行の免許状と新たな免許状を併存させる案については、新たな免許状創設に伴い、課程を設置する大学と免許管理者である教育委員会の負担増加が見込まれる⁶⁰。さらに、複数の校種に対応した新たな免許状は、校種間を接続する部分においても資質能力があることを示すものでなくてはならないとされた。そのため、新たな免許状取得のための教職課程には、校種間の接続に関する指導についてのもの等の内容を追加して教員養成の質を保証すべきとされている⁶¹。

これらの案に対しては、免許制度のさらなる複雑化は避けるべきであるとされた。また、校種間の連携促進の観点だけでなく、他方で要求されている教職大学院を始めとする修士課程での教員養成制度の活用の観点を踏まえた免許制度の設計を検討していくべきとの指摘が行われている。⁶²

2 教師インターン制度

平成 26 年 7 月 3 日の教育再生実行会議第五次提言では、「採用前または後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み」である、教師インターン制度（仮称）導入の検討が提言された。提言では、「導入に際しては教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。」とされ、具体的な制度内容は今後検討することとなった。⁶³

教師インターン制度（仮称）の内容については、第二次安倍政権発足前の平成 24 年 10 月から自由民主党の教育再生実行本部⁶⁴において議論されている。同本部による同年 11 月の「教育再生実行本部中間とりまとめ」では、大学又は大学院卒業後に准免許状を付与し、インターンシップ（1～2 年間）を経て、採用側と本人が適格性を判断するもので、インタ

⁵⁹ 他には、現行制度による教員免許授与を廃止し、複数の校種に対応した新たな免許状を基本とする免許状授与の考え方が示されている。複数の校種において指導することができる教員を確実に養成することが可能である利点がある一方、40 年に及ぶ制度過渡期ができてしまい管理者の負担が増加すること、制度設計によっては学生の履修単位過多となり得ること等が課題として挙げられている。教員養成部会教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ「教員の養成・採用・研修の改善について―論点整理―」2014.7.24, 別紙 3-1. <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/09/1352439_01.pdf>

⁶⁰ 「中教審のワーキンググループ 教員免許制度・教員養成の改善の方向性を公表」前掲注(58), p.48.

⁶¹ ワーキンググループの報告書別紙では「単独校種の免許状があるにもかかわらず複数校種を包括する免許状を創設するためには、免許が公証する資質能力の範囲を異なるものとしなければならない（接続に関する教育内容を追加する等…）」とされている。教員養成部会教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ 前掲注(59)

⁶² 「中教審のワーキンググループ 教員免許制度・教員養成の改善の方向性を公表」前掲注(58), pp.48-49.

⁶³ 教育再生実行会議 前掲注(53), p.7.

⁶⁴ 平成 24 年 10 月に安倍総裁の直属機関として発足し、教育政策全般について提言している。安倍政権では、この自由民主党教育再生実行本部の提案の方向性で政府の教育再生実行会議の提言が行われ、それが直ちに中教審へ諮問される政策形成プロセスになっている。こうした状況は中教審その他の審議機関が形骸化し、「教育の中立性」の観点から問題があるとの指摘がある。横井敏郎「平成の学制大改革」で日本の教育はどう変わる? 『教職研修』No.493, 2013.9, p.74; 安彦忠彦「学制改革は進むのか」『月刊高校教育』47(6), 2014.5, p.33.

ンシップ終了後、認定⁶⁵の上、本免許状を付与して正式採用する⁶⁶制度とされた⁶⁷。平成26年4月に政府の教育再生実行会議で教師インターン制度（仮称）が議論⁶⁸された際にもこの枠組みは変わっておらず、この案は今後の検討を進める上で基本になるものと考えられる⁶⁹。なお、自由民主党の教育再生実行本部の第二次提言では、「厳格に教師としての適性を判断できるシステムの導入」として、教師インターン制度（仮称）と合わせて教職大学院の活用及び優遇が提言されている。教職大学院の成績評価を厳格化し、修了者には優先採用又は採用試験及び教師インターン制度（仮称）の免除等の措置を取ることとされた⁷⁰。

教師インターン制度（仮称）については、「中間とりまとめ」において、教員の適格性を確保するものとして枠組みが発表されて以降、有識者から様々な意見が出されている。

まず、正式採用されておらず、正規の免許状も持っていないインターン制度対象者の待遇や身分保障の不安定さが指摘されている。特に制度対象者のうち、インターンシップ後に採用されなかった者は、教員免許を取得できないため進路を変更せざるを得ず、そうなった場合の進路変更は事実上困難であり、現在よりも教員志願者の負担とリスクが大きくなる。これに対しては、不適格とされた志願者の再挑戦の方法なども課題とされる⁷¹。

次に、教員としての適性判断に当たって客観的で公平に用いられる基準を作ることができるのか、また、志願者の質をどのように担保し、適格とする者の数をどのように調整する想定で制度を設計、運用するかが課題とされている。適性判断が厳しく不採用のリスクが高ければ志願者の減少から教員不足が起こりかねず、逆にほとんどのインターンに本免許が授与され正式採用される場合はインターンシップ前になんらかの選抜が行われることとなり、初任教員の身分を不安定にするだけで効果が期待できないとの指摘がある⁷²。また、政府の教育再生実行会議第五次提言では研修期間中の教員定数についても検討を行う

⁶⁵ 各提言では認定者について明確に述べられていないが、報道によると、免許状の授与者である教育委員会が想定されているようである。「公立校教員 「試用」3～5年 新卒は准免許 自民検討」『毎日新聞』2013.4.14, p.1; 「教員適性1年かけ判断」『読売新聞』2014.6.19, 夕刊, p.1.

⁶⁶ 自由民主党「教育再生実行本部中間とりまとめ」2012.11.21, p.1. <https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/saisei-008.pdf>

⁶⁷ 制度の内容について具体的に言及しているものに、平成25年5月23日に教育再生実行本部が発表した第二次提言、平成25年の自由民主党総合政策集「J-ファイル2013」が挙げられ、そこで言及された制度の内容はほぼ「中間とりまとめ」と同じである。なお、インターンの期間については、教育再生実行会議における議論の段階でも1年を想定していたようであるが、教育再生実行会議第五次提言では言及されていない。『毎日新聞』前掲注(65); 自由民主党「教育再生実行本部第二次提言」2013.5.23, p.8. <https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf114_1.pdf>; 自由民主党「J-ファイル2013 総合政策集」p.68; 教育再生実行会議担当室「教育再生実行会議 第20回議事録」2014.4.21, p.16. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai20/gijiroku.pdf>>

⁶⁸ 教育再生実行会議担当室 同上, p.16.

⁶⁹ 戦後、大学を卒業した者に現場で一定期間の研修を行い、その後に適性を判断し教員免許状授与・正式採用を行う試補制度が数回提言されている。教師インターン制（仮称）も免許状の上進と教員としての身分を直結させるものであることから試補制度とみなせるとの指摘がある。平成元年からは、試補制度に代わって検討された初任者研修が、新任の教員に1年間の研修を行うものとして導入された。初任者研修制度は、教員の適格性の確保を目的とした試補制度とは異なり、教員としての素地を作るための制度とされた。この時、試補制度導入を見送った理由として、公務員制度との関係に問題があること、教員志望者の減少が危惧されることが挙げられている。小野田正利「初任者研修と試補制度」『日本教育法学会年報』No.19, 1990.2, pp.117-118; 市川昭午「教員の資質・能力の向上と教職研修（第13回） 教員試補制度」『教職研修』No.483, 2012.11, p.104; 中嶋哲彦「教員の専門的自律性を否定する教員養成制度改革」『日本教師教育学会年報』No.22, 2013.9, p.60.

⁷⁰ 自由民主党「教育再生実行本部第二次提言」前掲注(67), p.8.

⁷¹ 佐久間亜紀「何のための教員養成期間延長か」『教育と医学』No.718, 2013.4, pp.70-73; 同「教員の身分と待遇」『教職研修』No.494, 2013.10, p.87.

⁷² 「何のための教員養成期間延長か」同上, pp.70-75.

としているが、仮に自由民主党教育再生実行本部の案のようにインターンは担任を持たずに研修に専念し、その分の教員定数を措置する場合、その財源も課題となる⁷³。

IV 論点整理

本章では、Ⅱ章、Ⅲ章で述べた政策の現状、課題について簡単にまとめておく。

まず、教員免許更新制であるが、平成 26 年 3 月に教員免許法の見直し規定による検討会議の報告により、10 年研修との関係を調整し、選択必修領域の導入によって更新研修の内容に各教員の知識技術に応じた差異を設けられるようにするなど改善の方向性が示されている。しかし、研修費用が教員の自己負担であることや、更新研修の内容が特にベテラン教員にとって十分なものであるかどうか検討する必要があるとされる⁷⁴。

次に、教員資格の修士レベル化である。教員資格の修士レベル化については平成 24 年中教審答申以降、議論の具体的進展は見られないようだが、教職大学院の整備推進の方針は現在も引き継がれている。教職大学院に関しては現職教員の再教育に十分な内容の課程を整備できるかが問われており、また、教職大学院の修了が現職教員の処遇に結びついていない現状も課題となっている⁷⁵。

学制改革に対応した免許の在り方については、当面、現行制度を基本として対応することとなっているが、今後も新しい免許状の創設について、教員養成・採用・研修の在り方も含めた視点から検討を続けるとされている。その場合、教職大学院の活用、免許管理者や養成課程を設置する大学の負担も踏まえ、さらに複雑化を避けた制度設計が課題となる。

教師インターン制度（仮称）は政府の教育再生実行会議から平成 26 年 7 月 3 日の第五次提言で検討を求められた段階であり、本格的な議論は始まっていない。自由民主党教育再生実行本部の第二次提言等が出された制度の構想に対しては、不適格者に再挑戦の道はあるのか、適格性の判定基準と運用方法についてどのように制度設計していくのか、実施のための財源はどうするのか等の論点がある。また、教員免許更新制導入の議論の際には採用されなかった教員の適格性確保の考え方に基づく教育政策が今後採用されていくのかも注目されることである。

おわりに

教員免許・養成制度は、その時々々の社会情勢の変化に対応して改正されるとともに、教員の資質能力の向上を一貫した目的として様々な考え方に基づく改革が進められてきた。

現在、教員免許・養成制度は、少子化による学校の統廃合も進む中、小中一貫化等の学制改革への対応のため変革を迫られている。また、従来からの課題である教員の資質能力の向上についての議論では、従来の方針と比べて適格性確保の傾向が強まっている。教員免許・養成制度にはこうした時代の変化に応えた改革が求められているが、一方で、現場である学校、教員志望者及び養成機関である大学への負担が課題とされており、無理のない制度設計が期待されている。

⁷³ 佐久間亜紀「「新入材確保法」のめざす改革で、教員制度はどう変わる？」『教職研修』No.492, 2013.8, p.75.

⁷⁴ 牛渡淳「教員養成・採用・研修」『教職研修』No.500, 2014.4, p.27.

⁷⁵ 同上; 吉田文「揺れる教職大学院 「現職」の半数 必要性認めず」『日本経済新聞』2015.1.26, p.18.